

芦屋町住民監査請求に係る監査結果

令和8年6月19日

芦屋町監査委員

第1 請求概要

1. 請求人

(略)

2. 請求の要旨

請求人は、町有地である水路について、第三者により無許可で埋め立てが行われ、水路機能に影響が生じている可能性があるにもかかわらず、町が長期間これを把握せず、また発覚後においても十分な調査及び検証を行っていないことは、町有財産の管理として不適切であり、違法又は不当な財産管理に当たる旨主張する。

そのうえで、町に対し、必要な調査、原因者への適正な対応を求めるものである。

3. 請求の提出

本件請求について、令和8年4月30日に芦屋町住民監査請求書が提出され、監査委員において地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項所定の要件を満たしているとして、同年5月8日に受理した。

また、同年5月12日及び5月27日に追加資料の提出があった。

第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が財産の管理を怠る事実該当するか否かについて法242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 監査対象課

本件監査対象課は、産業観光課である。

2. 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述

請求人に対して、令和8年5月28日、法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 監査対象課の調査

法第199条第8項の規定に基づき、産業観光課に対して、関係資料の提出を求め、併せて令和8年6月1日に産業観光課職員から事情聴取を行った。

(3) 現地確認

令和8年5月18日に現地確認を行った。

第3 監査の結果

1. 結論

本件請求は理由がないため、地方自治法第242条第5項の規定により、これを棄却する。

2. 事実の確認

- 1 本件水路については、令和6年1月に別の住民から、ほぼ同一内容の住民監査請求が提出されている。
- 2 当該前回請求に係る監査においては、町が現地確認その他必要な調査を実施し、埋立ての事実関係を確認するとともに、原因者を特定し、原因者自らの責任及び負担において原状回復工事を実施する方向で調整を進めている事実が認定されている。
- 3 本件請求時点において、原状回復工事自体は未了であるものの、前回監査時に認定された事実関係と異なる事情は認められず、また、請求人から提出された資料その他監査においても、新たな事実又は前回の判断を左右するに足りる新たな証拠は確認できなかった。

3. 監査委員の判断

請求人は、本件埋立てにより町有水路の機能に影響が生じている可能性があるに

もかわらず、町が十分な調査及び検証を行っていないこと、原状回復に向けた対応等の説明が不十分あること、並びに請求人所有地への影響が現在も継続していることを主張し、その是正を求めている。

しかしながら、法第242条に基づく住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計上の違法又は不当な行為若しくは怠る事実について監査を求める制度であり、行政運営上の説明の十分性や一般、私人間の権利利益に関する紛争そのものを直接に対象とするものではない。

監査の結果によれば、町は、本件埋立ての発覚後、現地確認等を実施し、埋立ての状況、周辺状況及び原因者の確認を行うとともに、原因者による原状回復に向けた協議及び調整を進めていることが認められる。

また、令和6年1月に行われた前回監査請求においても、これらの対応状況を踏まえ、町が必要な調査及び対応を実施しているものと認定され、令和6年3月18日に請求には理由がないとして棄却されている。

請求人は、なお、水路機能への影響について更なる調査及び検証が必要である旨主張する。しかしながら、請求人からは、既に提出された調査及び確認内容が著しく不合理又は不十分であることを具体的に裏付ける客観的資料又は新たな証拠は示されていない。

行政上の調査の範囲、方法及び程度については、第一次的には行政庁の合理的裁量に委ねられるものであり、監査委員としては、その判断が著しく合理性を欠き、又は必要な対応を何ら行わず放置していると認められる場合に限り、違法又は不当な問題となり得るものと解される。

本件においては、町が全く調査又は検証を行っていない事実は認められず、また、原因者の特定及び原状回復に向けた対応も継続して行われていることから、町が本件を放置していると評価することはできない。

さらに、請求人が主張する「説明が不十分である」については、住民対応又は行

政運営上の問題として論じ得る余地はあるとしても、それ自体が直ちに違法又は不当な財産管理行為に該当するものではない。

また、請求人所有地への影響が継続しているとの主張についても、その具体的権利利益に関する問題は、私人の権利関係に関わる側面を含むものであり、住民監査請求制度により直接解決される性質のものではない。

加えて、本件請求においては、前回請求時の認定事実及び判断を覆すに足りる新たな事実又は証拠は認められない。

したがって、本件において、町の財産管理又は水路管理に係る対応が違法又は不当に当たると認めることはできず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

4. 監査委員の意見

本件については、令和6年3月18日に示した芦屋町住民監査請求に係る監査結果において、監査員は、町に対し、本件水路の早期適正化に向けた取組を進めるとともに、町有財産及び水路管理の適正化が担保されるよう、基準等を明確化する条例等の整備について検討されたい旨意見を付している。

この点については、その後、町において関係条例等の整備が行われたことが認められ、制度面における一定の改善は図られているものと評価できる。

しかしながら、本件埋立て箇所については、現在においても原状回復が完了しておらず、不法状態が継続していることは否定できない。

町においては、既に原因者を特定し、原因者負担による原状回復に向けた対応を進めているところではあるが、町有財産である水路の適正管理及び公共機能の確保の観点からは、可及的速やかに具体的な是正措置が実現されることが望まれる。

また、本件のように、住民に対し長期間不安や疑念を生じさせる状況が継続していることを踏まえれば、関係住民に対する経過説明及び情報提供についても、可能な範囲で丁寧な対応に努められたい。